

高圧自家発補給電力AS

(主契約料金表)

2025年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧自家発補給電力A S料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧自家発補給電力A Sといたします。

3 適用範囲

次のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (1) 高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が500キロワット未満であるもの。
- (2) お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのもの。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、原則として、常時供給分の契約使用期間と同一の期間といたします。
なお、常時供給とは、他の契約種別による供給をいいます。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。
なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

6 契約電力

契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合は、それぞれの値を基準といたします。

- (1) 予備発電設備が設置されている場合
お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値
なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行い運転を開始するものをいいます。
- (2) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合
お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、常時供給分の取扱いに準じて、燃料費調整および市場価格調整を実施するものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合（高圧自家発補給電力A Sを使用されたときを除きます。）の基本料金は、その30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間（高圧自家発補給電力A Sを使用されたときを除きます。）を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,088 円 90 銭
---------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

(4) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。ただし、常時供給分と高圧自家発補給電力A Sを同一計量する場合の力率は常時供給分の力率といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 高圧自家発補給電力A Sの使用

(1) お客さまが高圧自家発補給電力A Sを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(2) 協議によって契約電力を定める契約種別と高圧自家発補給電力A Sを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(1)にかかわらず、高圧自家発補給電力A Sを使用されなかったものとみなします。

9 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、高圧自家発補給電力A Sを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(1) 最大需要電力にもとづいて契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、高圧自家発補給電力A Sの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(2) 協議によって契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値が常時供給分の契約電力と高圧自家発補給電力A Sの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が高圧自家発補給電力A Sの超過であることが明らかとなるときは、高圧自家発補給電力A Sの使用とみなされる需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給分と高圧自家発補給電力A Sとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

10 その他

(1) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

(2) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(3) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

附 則

実施期日

この料金表は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A 0 2 7 2）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。

2026 年 11 月 1 日以降において高圧自家発補給電力 A S 料金表
(2025 年 4 月 1 日実施) にもとづき供給を受けるお客さま

2026 年 11 月 1 日以降の料金に ついての取扱い

(高圧自家発補給電力 A S 料金表 2025 年 4 月 1 日実施分)

<別冊>

2026 年 11 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この2026年11月1日以降の料金についての取扱い（高圧自家発補給電力A S料金表2025年4月1日実施分）＜別冊＞（以下「この別冊」といいます。）は、電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には変更後の供給条件によります。）にもとづき、この別冊適用の際現に高圧自家発補給電力A S料金表（2025年4月1日実施。以下「料金表」といいます。）を適用して電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 料 金

2026年11月1日以降に使用される電気に適用する料金表に定める料金における契約電力1キロワット当たりの基本料金は、料金表の定めによらず、次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,210円78銭
---------------	-----------

3 そ の 他

その他の事項については、供給条件および料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この別冊は、2026年11月1日から実施いたします。

2 この別冊の実施にともなう切替措置

この別冊実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、供給条件18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。